

## 島根県介護員養成研修事業者指定要領

### 1. 目的

この要領は、「島根県介護員養成研修事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の11に基づき、介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定等について必要な事項を定め、介護員養成研修事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

### 2. 指定の要件

知事は、次の要件を満たすと認められる場合、事業者として指定することができるものとする。

- (1) 施行令第3条第2項に掲げる要件を満たすこと。
- (2) 研修年限が実施要綱5に定めるものに適合すること。
- (3) 研修の内容及び方法が実施要綱3及び5に定めるものに適合すること。
- (4) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び研修事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (5) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (6) 継続的に毎年1回以上研修を開催すること。
- (7) 次に掲げる講師の要件を満たすこと。
  - ア 研修の各科目を教授するのに適当な資格等のある講師を必要十分な数で確保していること。資格等の条件については、別紙を参考にすること。
  - イ 病気等の理由により、当日、講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること。
- (8) 研修事業を実施するために必要な研修会場等及び備品・教材等が確保されていること。
- (9) 受講料の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。
- (10) 実施要綱7により適切な情報の開示を行うこと。
- (11) 講義を通信の方法によって行う研修にあつては、(1)から(10)までに掲げる要件のほか、次に掲げる要件を満たすこと。
  - ア 添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。
  - イ 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。
  - ウ 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。
- (12) 次のいずれにも該当しないものであること。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営若しくは運営に実質的に関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

### 3. 事業者の指定の申請

(1) 研修事業の指定を受けようとする者は、省令第22条の26の規定に基づき、当該事業を開始する2月前までに、「介護員養成研修事業者指定申請書（様式第1号）」に下記の必要書類を添付して知事に申請しなければならない。

ア 学則又は実施要綱

イ カリキュラム

ウ 講義を行う講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別（参考様式1）

エ 実習を行う場合は、実習施設として利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあっては、その名称）及び当該施設における実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書

オ 研修修了の認定方法及び修了証明書様式

カ 収支予算及び向こう2年間の財政計画

キ 定款その他の基本約款

ク その他知事が事業者の指定に関し必要と認める書類

(2) 講義を通信の方法によって行う研修にあっては、前項に定める事項に加え、次に掲げる事項を記載した書類及び添削課題を一部添付しなければならない。

ア 講義を通信の方法によって行う地域

イ 添削指導及び面接指導の指導方法

ウ 面接指導を実施する期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書

### 4. 事業者の指定の決定

知事は、3により事業者の指定を受けようとする者から申請があったときはその可否を決定し、その旨を申請者に対し通知するものとする。

### 5. 複数の都道府県にわたる研修事業を行う場合の研修事業の指定の取扱い

(1) 同一の事業者が複数の都道府県にわたって研修事業を実施する場合であっても、その各々が独立して研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講者の募集を各々の都道府県下において行うなど、研修事業として別個のものとして認められる場合には、

県内において実施する研修事業を指定する。

(2) 通信形式による研修事業等同一の事業者が複数の都道府県にわたって一体的に研修事業を実施する場合には、県内に本部、本校等主たる事業所（対面での面接指導、添削、講師の確保等を主体的に行っており、通信課程に関する事務処理能力を有する事業所をいう。）が所在し、県内で面接指導を行う研修事業を指定する。

## 6. 指定の変更の届出

事業者は指定を受けた内容に変更があったときは、10日以内に「介護員養成研修事業者指定変更届（様式第2号）」を知事に提出しなければならない。

## 7. 研修の申請

(1) 研修事業の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）が、研修を行おうとする場合は、事業を開始する1月前までに「介護員養成研修事業実施計画書（様式第3-1号）」に下記の必要書類を添付して知事に提出し知事の指定を受けなければならない。ただし、3に定める申請と同時に申請する場合には、重複する添付書類の提出は不要とする。

ア 学則又は実施要綱

イ カリキュラム及び日程表

ウ 講義を行う講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別（参考様式1）

エ 実習施設として利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあっては、その名称）及び当該施設における実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書

オ 研修修了の認定方法及び修了証明書様式

カ 修了評価筆記試験問題及び解答

キ 情報開示項目及び開示方法について（様式第3号-2）

ク 収支予算書

(2) 講義を通信の方法によって行う研修にあっては、前項に定める事項に加え、次に掲げる事項を記載した書類及び添削課題を一部添付しなければならない。

ア 講義を通信の方法によって行う地域

イ 添削指導及び面接指導の指導方法

ウ 面接指導を実施する期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書

## 8. 研修の指定の決定

知事は、7により研修の指定を受けようとする指定事業者から申請があったとき

はその可否を決定し、その旨を指定事業者に対し通知するものとする。

## 9. 研修事業の変更

指定事業者は、研修事業実施計画書の内容に変更があった場合は、変更予定日の10日前までに「介護員養成研修事業実施計画変更届（様式第4号）」を知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由による講師の変更及び研修内容に直接関係しない変更は、変更後10日以内に提出すること。

## 10. 研修事業の廃止・休止

- (1) 指定事業者は、研修事業を休止した場合には、10日以内に「介護員養成研修事業（廃止・休止）届（様式第5号）」を知事に提出しなければならない。
- (2) 指定事業者は、休止期間終了後、研修事業を再開する場合には、事業を開始する1月前までに「介護員養成研修事業実施計画書（様式第3-1号）」に7. 研修の申請に定める必要な書類を添付して知事に提出し研修の指定を受けなければならない。
- (3) 事業休止後3年が経過して事業を再開する場合には、前項に定める事項に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - ア 収支予算及び向こう2年間の財政計画
  - イ 定款その他の基本約款
- (4) 指定事業者は、研修事業を廃止した場合には、10日以内に、「介護員養成研修（廃止・休止）届（様式第5号）」を知事に提出しなければならない。

## 11. 受講者の募集

- (1) 事業者は、4及び8の指定を受けた後でなければ、当該研修に係る受講者の募集を開始してはならない。
- (2) 指定事業者は、募集時に、研修の受講を希望する者に対して、研修内容を明示するため、次に掲げる内容を記載した学則又は実施要綱を定め、公開すること。
  - ア 研修の目的、研修事業の名称及び研修の課程
  - イ 実施場所
  - ウ 事業所の名称、所在地及び連絡先
  - エ 募集期間及び研修期間
  - オ 研修カリキュラム
  - カ 講師氏名
  - キ 受講資格と受講手続き等（定員、受講決定方法も含む）
  - ク 受講料、実習費等研修参加費用
  - ケ 実習施設等実習先

- コ 科目免除の取扱いとその手続き方法
- サ 研修修了の認定方法
- シ 研修を欠席した者に対する補講の実施及び補講に係る費用等の取扱い
- ス その他、研修受講に係る重要事項

## 12. 研修修了の認定、修了証明書の交付及び実績報告書

- (1) 指定事業者は、実施要綱8に定める修了の認定を行った者に対し、別に定める修了証明書及び携帯用修了証明書（様式第6号）を交付しなければならない。
- (2) 指定事業者は、受講者が、やむを得ない事情等により研修事業の一部を受講しなかった場合であって、要綱5に定める各課程の研修期間内に、同一又は他の事業者が行う研修事業の一部を受講したときは、当該受講内容を確認の上、全課程を修了したのものとして差し支えないものとする。
- (3) 前項において、他の事業者が行う研修事業の一部を受講したときの受講内容の確認は、当該事業者の発行する補講証明書等によるものとする。
- (4) 指定事業者は、研修事業修了後2月以内に、「介護員養成研修事業実績報告書（様式第7号）」に下記の関係書類を添付して知事に提出しなければならない。
  - ア 研修カリキュラム、講義の概要及び日程が分かるもの
  - イ 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別（参考様式1）
  - ウ 研修修了者名簿（参考様式2）
  - エ 研修修了者について、全科目出席したことが確認できる書類（出席簿の写し。他の事業者が実施する研修等により補講を受けた場合は、受講先の補講証明書等。）
  - オ 当該研修において発行する修了証明書（携帯用含む）の写し1部（1名分）
  - カ 研修事業にかかる収支状況書
- (5) 指定事業者が、事業の実施に際し、県が認める免除科目を設けた場合は、免除を希望する者の申し出に基づき、免除に必要な資格証あるいは経験を有することを証する書類を確認するとともに、その写しを提出すること。

## 13. 関係書類の保存

指定事業者は、研修の実施に係る関係書類を研修終了後5年間保存するものとする。ただし、初任者研修修了者名簿については、永年保存しなければならない。

## 14. 指定の取消し

知事は、4の指定を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、施行令第3条第3項の規定に基づき、その指定を取り消すことができる。

- (1) 2に定める事業者の指定要件を満たさなくなったとき。

- (2) 指定申請、実績報告等において、虚偽の申請、報告を行ったとき。
- (3) 知事が事業者に対し研修事業に関し必要な指示を行った場合に、その指示に従わなかったとき。
- (4) 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
- (5) その他研修事業者として適当でないと認めるとき。

#### **附 則**

- 1 この要領は、令和元年9月18日から施行する。
- 2 「島根県介護職員初任者研修事業指定要領」は、令和元年9月17日をもって廃止する。ただし、この要領の施行前に指定された、もしくは申請中の事業者及び研修については、この要領により指定もしくは申請されたものとみなす。

## 介護員養成研修 講師要件一覧

## 1 介護職員初任者研修

項目	科目	講師の要件	求められる能力
1 職務の理解 (6時間)	(1) 多様なサービスの理解	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者	○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識
	(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	④訪問介護員(ヘルパー)養成研修1級課程修了者 ⑤訪問介護・訪問看護を行っている保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下、「看護師等」という。) ⑥社会福祉施設に勤務する職員〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、精神科医師、精神保健福祉士 ⑧当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑨その他	○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 ○介護に関わる専門職種の職務内容の知識
2 介護における尊厳の保持・自立支援 (9時間)	(1) 人権と尊厳を支える介護	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員(ヘルパー)養成研修1級課程修了者	○尊厳を支えるケアや生活支援の在り方等の知識 ○虐待防止、権利擁護、成年後見人制度等の知識 ○自立支援や重度化防止の視点に立脚した介護方法論
	(2) 自立に向けた介護	⑤訪問介護・訪問看護を行っている看護師等 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師等、精神科医師、精神保健福祉士 ⑦当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑧社会福祉士((1)人権と尊厳を支える介護のみ) ⑨その他	

項目	科目	講師の要件	求められる能力
3 介護の基本 (6時間)	(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者	○介護職の業務内容に関する知識 ○チームケアに関する知識 ○介護職の職業人としての倫理・自己管理の知識 ○介護サービスに伴うリスクマネジメントに関する知識 ○介護職の健康管理に関する知識
	(2) 介護職の職業倫理	④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤社会福祉施設に勤務する職員〔施設長又は管理者、主任指導員等〕	
	(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント	⑥訪問介護・訪問看護を行っている看護師等 ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師等	
	(4) 介護職の安全	⑧当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑨その他	
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (9時間)	(1) 介護保険制度	①社会福祉士 ②社会福祉施設に勤務する職員〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ③当該科目を担当する現職の行政職員 ④当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑤その他	○各法に関する知識及び制度とサービスについての詳細な知識 ○特に、介護保険法、障害者総合支援法を中心とした最近の動向（制度とサービスに関する歴史を含む。）及びサービス利用に関する知識 ○各地域の制度・サービス現状の知識
	(2) 障害者総合支援制度及びその他制度		
	(3) 医療との連携とリハビリテーション	①理学療法士 ②作業療法士 ③言語聴覚士 ④リハビリテーションを専門とする医師 ⑤訪問診療を行っている医師 ⑥当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑦その他当該科目に関連する医療系職種の者	

項目	科目	講師の要件	求められる能力
5 介護におけるコミュニケーション技術（6時間）	（1）介護におけるコミュニケーション	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤訪問介護・訪問看護を行っている看護師等 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師等、精神科医師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑧その他	○コミュニケーション技術に関する知識 ○高齢者、障害者（児）の心理に関する知識 ○介護に関わる専門職種の職務内容の知識 ○チームケアに関する知識
	（2）介護におけるチームのコミュニケーション	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤訪問介護・訪問看護を行っている看護師等 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師等 ⑦介護支援専門員 ⑧当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑨その他	

項目	科目	講師の要件	求められる能力
6 老化の理解 (6時間)	(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤訪問介護・訪問看護を行っている看護師等 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師等 ⑦医師 ⑧当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑧その他	○加齢と老化に伴う心身の変化、障害、疾病に関する知識 ○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識 ○高齢者の心理に関する知識
	(2) 高齢者と健康	①医師 ②看護師等 ③医学・看護系の学部・学科の教員 ④その他当該科目に関連する医療系職種の者	
7 認知症の理解 (6時間)	(1) 認知症を取り巻く状況	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤訪問介護・訪問看護を行っている看護師等 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師等、精神科医師、精神保健福祉士 ⑦認知症介護実践者研修修了者 ⑧当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑨その他	○認知症の病理・行動の知識 ○認知症利用者への介護の原則の知識 ○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識 ○認知症を持つ利用者の心理に関する知識 ○認知症を持つ利用者の家族の生活実態と心理に関する知識
	(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	①医師 ②看護師等 ③医学・看護系の学部・学科の教員 ④その他当該科目に関連する医療系職種の者	

項目	科目	講師の要件	求められる能力
7 認知症の理解 (6時間)	(3) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員(ヘルパー)養成研修1級課程修了者	○認知症の病理・行動の知識 ○認知症利用者への介護の原則の知識 ○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識
	(4) 家族への支援	⑤訪問介護・訪問看護を行っている看護師等 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師等、精神科医師、精神保健福祉士 ⑦認知症介護実践者研修修了者 ⑧当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑨その他	○認知症を持つ利用者の心理に関する知識 ○認知症を持つ利用者の家族の生活実態と心理に関する知識
8 障害の理解 (3時間)	(1) 障害の基礎的理解	①医師 ②看護師等	○介護における障害の概念とICFの知識
	(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識	③医学・看護系の学部・学科の教員 ④その他当該科目に関連する医療系職種の者	○障害者福祉に関する知識 ○高齢者の介護との違いを踏まえた障害に関する知識 ○生活者支援の視点に立脚した介護方法論の知識
	(3) 家族の心理、かかわり支援の理解	①介護福祉士 ②社会福祉士 ③介護職員基礎研修課程修了者 ④実務者研修修了者 ⑤訪問介護員(ヘルパー)養成研修1級課程修了者 ⑥訪問介護・訪問看護を行っている看護師等 ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師等、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑧当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑨その他	○家族の生活実態と心理に関する知識

項目	科目	講師の要件	求められる能力
9 こころとからだのしくみと生活支援技術（75時間）	(1) 介護の基本的な考え方	①介護福祉士	○演習を指導する技術
	(2) 介護に関するこころのしくみの基礎的理解	②介護職員基礎研修課程修了者	○生活者支援の視点に立脚した介護方法論
	(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	③実務者研修修了者	○心身機能の低下に沿った自立支援の視点に立脚した介護技術
	(4) 生活と家事	④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者	○自らの介護事例
	(5) 快適な居住環境整備と介護	⑤訪問介護・訪問看護を行っている看護師等、保健師	○障害・疾病に関する知識
	(6) 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師等	○介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識
	(7) 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	⑦当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員	○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識
	(8) 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	⑧作業療法士、医師、福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員（(5)快適な居住環境整備と介護のみ）	○家事援助の機能と基本原則の知識
	(9) 入浴、生活保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	⑨理学療法士（(5)快適な居住環境整備と介護及び(7)移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護のみ）	○住宅及び住宅改造に関する知識
	(10) 排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	⑩栄養士（(8)食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護の中の食事及び栄養に関する分野のみ）	○福祉用具に関する最新の知識及び技術
	(11) 睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	⑪歯科医師、歯科衛生士（(8)食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護の中の口腔ケアに関する分野のみ）	○栄養・調理・被服等家政に関する知識
	(12) 死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末期介護	⑫その他	○ターミナルケアに関する知識
	(13) 介護過程の基礎的理解		※(6)～(11)及び(13)、(14)の実技演習については、担当講師のほかに、受講生が10名を超えるごとに1名以上の補助講師を配置することが望ましい。
	(14) 総合生活支援技術演習		

項目	科目	講師の要件	求められる能力
10. 振り返り (4時間)	(1) 振り返り	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者	○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識
	(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修	④訪問介護員(ヘルパー)養成研修1級課程修了者 ⑤訪問介護・訪問看護を行っている看護師等 ⑥社会福祉施設に勤務する職員〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師等、精神科医師、精神保健福祉士 ⑧当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑨その他	○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識

※ 「求められる能力」とは、知識に関しては受講者の質問に対する確に回答ができ、技術に関しては受講者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

※ 各科目の講師要件に係る業務に従事していた時期は、過去5年以内であることが望ましい。

※ 「1. 職務の理解」「5. 介護におけるチームのコミュニケーション技術」「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」「10. 振り返り」については、当該科目に関連した実務経験を有することが望ましい。

※ 事業者が行った過去の研修生満足度調査及び自己評価において、著しく評価が低い講師を充ててはならない。

## 2 生活援助従事者研修

項目	科目	講師の要件	求められる能力
1 職務の理解 (2時間)	(1) 多様なサービスの理解	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者	○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識
	(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤訪問介護・訪問看護を行っている保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下、「看護師等」という。） ⑥社会福祉施設に勤務する職員〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、精神科医師、精神保健福祉士 ⑧当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑨その他	○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 ○介護に関わる専門職種の職務内容の知識
2 介護における尊厳の保持・自立支援 (6時間)	(1) 人権と尊厳を支える介護	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者	○尊厳を支えるケアや生活支援の在り方等の知識 ○虐待防止、権利擁護、成年後見人制度等の知識
	(2) 自立に向けた介護	⑤訪問介護・訪問看護を行っている看護師等 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師等、精神科医師、精神保健福祉士 ⑦当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑧社会福祉士（(1) 人権と尊厳を支える介護のみ） ⑨その他	○自立支援や重度化防止の視点に立脚した介護方法論

項目	科目	講師の要件	求められる能力
3 介護の基本 (4時間)	(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者	○介護職の業務内容に関する知識 ○チームケアに関する知識 ○介護職の職業人としての倫理・自己管理の知識 ○介護サービスに伴うリスクマネジメントに関する知識 ○介護職の健康管理に関する知識
	(2) 介護職の職業倫理	④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤社会福祉施設に勤務する職員〔施設長又は管理者、主任指導員等〕	
	(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント	⑥訪問介護・訪問看護を行っている看護師等 ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師等	
	(4) 介護職の安全	⑧当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑨その他	
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (3時間)	(1) 介護保険制度	①社会福祉士 ②社会福祉施設に勤務する職員〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ③当該科目を担当する現職の行政職員 ④当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑤その他	○各法に関する知識及び制度とサービスについての詳細な知識 ○特に、介護保険法、障害者総合支援法を中心とした最近の動向（制度とサービスに関する歴史を含む。）及びサービス利用に関する知識 ○各地域の制度・サービス現状の知識
	(2) 障害者総合支援制度及びその他制度		
	(3) 医療との連携とリハビリテーション	①理学療法士 ②作業療法士 ③言語聴覚士 ④リハビリテーションを専門とする医師 ⑤訪問診療を行っている医師 ⑥当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑦その他当該科目に関連する医療系職種の者	○リハビリテーション医療の知識 ○医療・看護と連携した介護方法論 ○リハビリテーションの地域連携に関する知識

項目	科目	講師の要件	求められる能力
5 介護におけるコミュニケーション技術（6時間）	（1）介護におけるコミュニケーション	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤訪問介護・訪問看護を行っている看護師等 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師等、精神科医師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑧その他	○コミュニケーション技術に関する知識 ○高齢者、障害者（児）の心理に関する知識 ○介護に関わる専門職種の職務内容の知識 ○チームケアに関する知識
	（2）介護におけるチームのコミュニケーション	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤訪問介護・訪問看護を行っている看護師等 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師等 ⑦介護支援専門員 ⑧当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑨その他	

項目	科目	講師の要件	求められる能力
6 老化と認知症の理解（9時間）	（1）老化に伴うこころとからだの変化と日常	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤訪問介護・訪問看護を行っている看護師等 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師等 ⑦医師 ⑧当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑧その他	○加齢と老化に伴う心身の変化、障害、疾病に関する知識 ○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識 ○高齢者の心理に関する知識
	（2）高齢者と健康	①医師 ②看護師等 ③医学・看護系の学部・学科の教員 ④その他当該科目に関連する医療系職種の者	
	（3）認知症を取り巻く状況	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑤訪問介護・訪問看護を行っている看護師等 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師等、精神科医師、精神保健福祉士 ⑦認知症介護実践者研修修了者 ⑧当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑨その他	○認知症の病理・行動の知識 ○認知症利用者への介護の原則の知識 ○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識 ○認知症を持つ利用者の心理に関する知識 ○認知症を持つ利用者の家族の生活実態と心理に関する知識
	（4）医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	①医師 ②看護師等 ③医学・看護系の学部・学科の教員 ④その他当該科目に関連する医療系職種の者	

項目	科目	講師の要件	求められる能力
	(5) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者	○認知症の病理・行動の知識 ○認知症利用者への介護の原則の知識 ○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識
	(6) 家族への支援	⑤訪問介護・訪問看護を行っている看護師等 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師等、精神科医師、精神保健福祉士 ⑦認知症介護実践者研修修了者 ⑧当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑨その他	○認知症を持つ利用者の心理に関する知識 ○認知症を持つ利用者の家族の生活実態と心理に関する知識
7 障害の理解 (3時間)	(1) 障害の基礎的理解	①医師 ②看護師等	○介護における障害の概念とICFの知識
	(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識	③医学・看護系の学部・学科の教員 ④その他当該科目に関連する医療系職種の者	○障害者福祉に関する知識 ○高齢者の介護との違いを踏まえた障害に関する知識 ○生活者支援の視点に立脚した介護方法論の知識
	(3) 家族の心理、かかわり支援の理解	①介護福祉士 ②社会福祉士 ③介護職員基礎研修課程修了者 ④実務者研修修了者 ⑤訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者 ⑥訪問介護・訪問看護を行っている看護師等 ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師等、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑧当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑨その他	○家族の生活実態と心理に関する知識

項目	科目	講師の要件	求められる能力
8 （こころとからだのしくみと生活支援技術（24時間））	（1）介護の基本的な考え方	①介護福祉士	○演習を指導する技術
	（2）介護に関するこころのしくみの基礎的理解	②介護職員基礎研修課程修了者	○生活者支援の視点に立脚した介護方法論
	（3）介護に関するからだのしくみの基礎的理解	③実務者研修修了者	○心身機能の低下に沿った自立支援の視点に立脚した介護技術
	（4）生活と家事	④訪問介護員（ヘルパー）養成研修1級課程修了者	○自らの介護事例
	（5）快適な居住環境整備と介護	⑤訪問介護・訪問看護を行っている看護師等、保健師	○障害・疾病に関する知識
	（6）移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師等	○介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識
	（7）食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	⑦当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員	○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識
	（8）睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	⑧作業療法士、医師、福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員（(5)快適な居住環境整備と介護のみ）	○家事援助の機能と基本原則の知識
	（9）死にゆく人に関するこころとからだのしくみと終末期介護	⑨理学療法士（(5)快適な居住環境整備と介護及び(7)移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護のみ）	○住宅及び住宅改造に関する知識
	（10）介護過程の基礎的理解	⑩栄養士（(8)食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護の中の食事及び栄養に関する分野のみ） ⑪歯科医師、歯科衛生士（(8)食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護の中の口腔ケアに関する分野のみ） ⑫その他	○福祉用具に関する最新の知識及び技術 ○栄養・調理・被服等家政に関する知識 ○ターミナルケアに関する知識  ※(6)～(11)及び(13)、(14)の実技演習については、担当講師のほかに、受講生が10名を超えるごとに1名以上の補助講師を配置することが望ましい。

項目	科目	講師の要件	求められる能力
9 振り返り (2時間)	(1) 振り返り	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者	○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識
	(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修	④訪問介護員(ヘルパー)養成研修1級課程修了者 ⑤訪問介護・訪問看護を行っている看護師等 ⑥社会福祉施設に勤務する職員〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師等、精神科医師、精神保健福祉士 ⑧当該科目を担当する福祉系大学、専門学校、高校等の教員 ⑨その他	○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識

※ 「求められる能力」とは、知識に関しては受講者の質問に対する的確に回答ができ、技術に関しては受講者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

※ 各科目の講師要件に係る業務に従事していた時期は、過去5年以内であることが望ましい。

※ 「1. 職務の理解」「5. 介護におけるチームのコミュニケーション技術」「8. こころとからだのしくみと生活支援技術」「9. 振り返り」については、当該科目に関連した実務経験を有することが望ましい。

※ 事業者が行った過去の研修生満足度調査及び自己評価において、著しく評価が低い講師を充ててはならない。

様式第 1 号

介護員養成研修事業者指定申請書

年 月 日

島 根 県 知 事 様

申請者

所在地（又は住所）

法人名（又は氏名）

代表者氏名

㊞

（担当者氏名

連絡先

）

島根県介護員養成研修事業者の指定を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 事業所名
  - 2 事業所所在地（講義を通信教育の方法によって行おうとする者にあつては、主たる事務所の所在地）及び事業実施場所
  - 3 形式（通学・通信）
  - 4 研修課程（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）
  - 5 事業開始予定年月日
  - 6 研修に使用するテキストの名称
  - 7 添付書類（※）
    - ア 学則又は実施要綱
    - イ カリキュラム
    - ウ 講義を行う講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別（参考様式 1）
    - エ 実習を行う場合、実習施設として利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあつては、その名称）及び当該施設における実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書
    - オ 研修修了の認定方法及び修了証明書様式
    - カ 収支予算及び向こう 2 年間の財政計画
    - キ 定款その他の基本約款
    - ク その他知事が必要と認める書類講義を通信の方法によって行う場合は上記に加え次の事項を記載した書類及び添削課題
    - ア 講義を通信の方法によって行う地域
    - イ 添削指導及び面接指導の指導方法
    - ウ 面接指導を実施する期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書
- （※）添付書類は研修課程ごとに作成すること。ただし重複する書類は省略可とする。

様式第2号

年 月 日

島 根 県 知 事 様

申請者

所在地（又は住所）

法人名（又は氏名）

代表者氏名 ㊟

（担当者氏名 連絡先 ）

介護員養成研修事業者変更届

介護員養成研修事業者の指定内容に変更がありましたので下記のとおり届け出ます。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

（注）変更箇所の関係資料を添付すること。

島 根 県 知 事 様

所在地（又は住所）

法人名（又は氏名）

代表者氏名

⑩

（担当者氏名

連絡先

）

介護員養成研修事業実施計画書

このことについて、 年度（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）課程の事業実施方法等を定めたので、下記のとおり計画書を提出します。

記

- 1 事業所名
- 2 事業所所在地（講義を通信教育の方法によって行おうとする者にあつては、主たる事務所の所在地）及び事業実施場所
- 3 形式（通学・通信）
- 4 事業開始年月日
- 5 研修に使用するテキストの名称
- 6 添付書類（※）
  - ア 学則又は実施要綱
  - イ カリキュラム及び日程表
  - ウ 講義を行う講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別（参考様式 1）
  - エ 実習施設として利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあつては、その名称）及び当該施設における実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書
  - オ 研修修了の認定方法及び修了証明書様式
  - カ 修了評価筆記試験問題及び解答
  - キ 情報開示項目及び開示方法について（様式第 3 号－ 2）
  - ク 収支予算書講義を通信の方法によって行う場合は上記に加え次の事項を記載した書類及び添削課題
  - ア 講義を通信の方法によって行う地域
  - イ 添削指導及び面接指導の指導方法
  - ウ 面接指導を実施する期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書（※）添付書類は研修課程ごとに作成すること。ただし重複する書類は省略可とする。

情報開示項目及び開示方法について

事業所名 \_\_\_\_\_

大区分	中区分	小区分（開示情報項目）	確認欄 開示事項に○
研修事業者 情報	法人情報 ☆	● 法人格・法人名称・住所等	
		● 代表者名、研修事業担当理事・取締役名	
		△ 理事等の構成、組織、職員数等	
		△ 教育事業を実施している場合・事業概要	
		△ 研究活動を実施している場合・概要	
		△ 介護保険事業を実施している場合・事業概要	
		△ その他の事業概要	
		△ 法人財務情報	
	研修機関 情報 ☆	● 事業所名称・住所等	
		● 理念	
		● 学則	
		● 研修施設、設備	
		△ 沿革	
		△ 事業所の組織、職員数等	
		△ 併設して介護保険事業を実施している場合・事業概要	
研修事業情 報	研修の概 要	● 対象	
		● 研修のスケジュール（期間、日程、時間数）	
		● 定員（集合研修、実習）と指導者数	
		● 研修受講までの流れ（募集、申込み）	
		● 費用	
		● 留意事項、特徴、受講者へのメッセージ等	
	課程責任 者	● 課程編成責任者名	
		△ 課程編成責任者の略歴、資格	
	研修カリ キュラム  (通信)  修了評価	● 科目別シラバス	
		● 科目別担当教官名	
		● 科目別特徴 演習の場合は、実技内容・備品・指導体制	
		● 科目別通信・事前・事後学習とする内容及び時間	
		● 通信課程の教材・指導体制・指導方法・課題	
	● 修了評価の方法、評価者、再履修等の基準		
	実習施設 (実習を行 う場合)	● 協力実習機関の名称・住所等☆	
● 協力実習機関の介護保険事業の概要☆			
● 協力実習機関の実習担当者名			

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実習プログラム内容、プログラムの特色</li> <li>● 実習中の指導体制・内容（振り返り、実習指導等）</li> <li>△ 実習担当者の略歴、資格、メッセージ等</li> <li>● 協力実習機関における延べ人数</li> </ul>	
講師情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 名前</li> <li>● 略歴、現職、資格</li> <li>△ 受講者向けメッセージ</li> <li>△ 受講者満足度調査の結果等</li> </ul>	
実績情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過去の研修実施回数（年度ごと）</li> <li>● 過去の研修延べ参加人数（年度ごと）</li> <li>△ 卒業率・再履修率</li> <li>△ 卒業後の就業状況（就職率／就業分野）</li> <li>△ 卒業後の相談・支援</li> </ul>	
連絡先等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申込み・資料請求先</li> <li>● 法人の苦情対応者名・役職・連絡先</li> <li>● 事業所の苦情対応者名・役職・連絡先</li> </ul>	
質を向上させるための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 自己評価活動、相互評価活動</li> <li>△ 実習の質の向上のための取り組み、研修機関と実習機関との連携</li> <li>△ 研修活動、研究活動</li> <li>△ 研修生満足度調査情報（アンケート、研修生の声など）</li> <li>△ 事業所満足度調査情報（アンケート、事業所の声など）</li> </ul>	

●：必須      △：可能な限り開示

☆：他のページにリンクで対応可能

開 示 方 法	
開示先URLアドレス	
閲覧可能（予定）年月日	
上記URLの県HP掲載（リンク）の可否	可 ・ 否

※ ホームページ上での開示が間に合わない場合は、パンフレットの配布等により開示を行う。

様式第4号

年 月 日

島 根 県 知 事 様

申請者

所在地（又は住所）

法人名（又は氏名）

代表者氏名 ㊟

（担当者氏名 連絡先 ）

介護員養成研修事業実施計画変更届

介護員養成研修事業実施計画書の内容に変更がありますので下記のとおり届け出ます。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

（注）変更箇所の関係資料を添付すること。

様式第 5 号

年 月 日

島 根 県 知 事 様

申請者

所在地（又は住所）

法人名（又は氏名）

代表者氏名

㊞

（担当者氏名

連絡先

）

介護員養成研修事業（廃止・休止）届

介護員養成研修事業を（廃止・休止）しますので下記のとおり届け出ます。

記

- 1 （廃止・休止） する事業年度
- 2 （廃止・休止） の理由
- 3 休止の予定期間（休止の場合に限る）

様式第6号

第 号
修 了 証 明 書
氏 名
年 月 日生
介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号ロに掲げる 介護員養成研修の（介護職員初任者研修課程・生活援助従事者研修課程）を修了し たことを証明する。
年 月 日
実施事業者名 代表者（役職、氏名及び代表者印）

修 了 証 明 書（携帯用）
第 号
氏 名
年 月 日生
介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号ロに掲げ る介護員養成研修の（介護職員初任者研修課程・生活援助従事者研修課程）を 修了したことを証明する。
年 月 日
実施事業者名 代表者（役職、氏名及び代表者印）

様式第7号

第 号  
年 月 日

島 根 県 知 事 様

所在地（又は住所）

法人名（又は氏名）

代表者氏名 ㊟

（担当者氏名 連絡先 ）

介護員養成研修事業実績報告書

このことについて、介護員養成研修を完了したので、下記のとおり実績報告書を提出します。

記

- 1 事業所名
- 2 実施場所
- 3 形式 （ 通 学 ・ 通 信 ）
- 4 研修課程 （ 介護職員初任者研修 ・ 生活援助従事者研修 ）
- 5 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 添付書類
  - ア 研修カリキュラム、講義の概要及び日程が分かるもの
  - イ 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別（参考様式1）
  - ウ 研修修了者名簿（参考様式2）
  - エ 研修修了者について、全科目出席したことが確認できる書類（出席簿の写し。他の事業者が実施する研修等により補講を受けた場合は、受講先の補講証明書等）
  - オ 当該研修において発行する修了証明書（携帯用含む）の写し1部（1名分）
  - カ 研修事業にかかる収支状況書



島根県介護員養成研修事業修了者名簿

年度(研修期間 年 月 日～ 年 月 日)

研修課程			
事業所名		形式(通学・通信)	

	修了証明書番号	氏名	フリガナ	生年月日	性別	郵便番号	住所	修了年月日	備考
例	1901	島根 花子	シマネ ハナコ	1972/4/16	F	690-8501	松江市殿町128番地	2012/4/1	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									